

議案第122号

さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、一般職の職員（<u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及びさいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）第2条第2項に規定する教職員を除く。</u>以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務は、別表第4のとおりとする。ただし、特定の行政課題に対応するために特に設けられた職の職務、標準的に設置されていない職の職務その他の同表に規定し難い職の職務</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、一般職の職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）第2条第2項に規定する教職員を除く。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第32条第1項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。</u></p> <p><u>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務は、別表第4のとおりとする。ただし、特定の行政課題に対応するために特に設けられた職の職務、標準的に設置されていない職の職務その他の同表に規定し難い職の職務については、人事委員会規則で定</u></p>

務については、人事委員会規則で定めるところにより、これを分類するものとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第4条 任命権者は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び機関の定める規程の趣旨に従い、並びに前条第2項の規定による分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。  
2～13 [略]

(期末手当)

第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条まで及び附則第32項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(第33条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2・3 [略]

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第32項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 [略]

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者~~に~~あっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) [略]

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により退職した職員

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以

めるところにより、これを分類するものとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第4条 任命権者は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び機関の定める規程の趣旨に従い、並びに前条第3項の規定による分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。  
2～13 [略]

(期末手当)

第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条まで及び附則第32項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第33条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2・3 [略]

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第32項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 [略]

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者~~に~~あっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) [略]

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以

上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第32項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 [略]

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第32項第4号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 [略]

（寒冷地手当）

第31条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において福島県南会津郡南会津町に在勤する職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

2～5 [略]

上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第32項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 [略]

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第32項第4号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 [略]

（寒冷地手当）

第31条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において次に掲げる地域に在勤する職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

(1) 福島県南会津郡南会津町

(2) 新潟県南魚沼市

2～5 [略]

（臨時又は非常勤の職員の給与）

第32条 臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、任命権者は、他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。

2 臨時又は非常勤の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。

第32条 [略]

(休職者の給与)

第33条 [略]

2～5 [略]

6 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 [略]

別表第4 (第3条関係)

ア・イ [略]

ウ 医療職給料表(2)に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
4級	(1) 課長補佐、副科長又は副技師長の職務 (2) [略]
5級	(1) 課長、科長又は技師長の職務 (2) [略]
[略]	

エ・オ [略]

第32条の2 [略]

(休職者の給与)

第33条 [略]

2～5 [略]

6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 [略]

別表第4 (第3条関係)

ア・イ [略]

ウ 医療職給料表(2)に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
4級	(1) 課長補佐、副科長、副技師長又は理学療法副士長の職務 (2) [略]
5級	(1) 課長、科長、技師長又は理学療法士長の職務 (2) [略]
[略]	

エ・オ [略]

(さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成21年さいたま市条例第35号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第10条 [略] 2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15	第10条 [略] 2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15

条第2項第2号及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第15条第2項第2号中「又は再任用短時間勤務職員」とあるのは、「再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」と、給与条例第19条第2項中「又は再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」とする。

条第2項第2号、第19条第2項及び第32条第1項の規定の適用については、給与条例第15条第2項第2号中「又は再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」と、給与条例第19条第2項中「又は再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」と、給与条例第32条第1項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

（さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(退職手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当する</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(退職手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当する</p>

ときは、任命権者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1) [略]

(2) 法第28条第4項の規定による失職をした者

(3) [略]

3・4 [略]

(会計年度任用職員の給与)

第23条 技能職員で会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であるものの給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とし、その額及び支給方法は、職員及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第 号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める。

2 技能職員で会計年度任用職員であるものが退職した場合における退職手当の支給については、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

ときは、任命権者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1) [略]

(2) 法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者

(3) [略]

3・4 [略]

(臨時又は非常勤の職員の給与)

第23条 臨時又は非常勤の技能職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）については、任命権者は、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。

（さいたま市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第4条 さいたま市職員等の旅費に関する条例（平成13年さいたま市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、別に定めるもののほか、公務のために旅行する職員（ <u>地方自治法（昭和22年</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、別に定めるもののほか、公務のために旅行する職員（ <u>市が給与又は報酬を支給</u>

法律第67号)第204条第1項の規定の適用を受ける者をいう。以下同じ。)及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(10) [略]

(11) 一般職の職員 職員のうち、市長等以外のものをいう。

2 [略]

(旅費の支給)

第3条 [略]

2 [略]

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準じる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 [略]

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

している者をいう。以下同じ。)及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(10) [略]

(11) 一般職の職員 職員のうち、さいたま市職員定数条例(平成13年さいたま市条例第23号)第1条に規定する職員、さいたま市教職員定数条例(平成29年さいたま市条例第16号)第2条に規定する教職員及び市長が別に定める者をいう。

2 [略]

(旅費の支給)

第3条 [略]

2 [略]

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、法第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 [略]

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

(さいたま市職員退職手当条例の一部改正)

第5条 さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、<u>一般職</u>の職員（さいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例第22号）の適用を受ける者を除く。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する<u>一般職</u>の職員のうち常時勤務に服することを要する職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。<u>ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員</u>につい</p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員（さいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例第22号）の適用を受ける者を除く。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p>

ては、この限りでない。

(定義)

第17条 この条から第24条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職等処分 法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- (2) 退職手当管理機関 法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第24条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいう。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 法第28条第4項の規定による失職又はこれに準じる退職をした者

2・3 [略]

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合に

(定義)

第17条 この条から第24条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- (2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第24条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいう。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2・3 [略]

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合に

において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) [略]

2～6 [略]

において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) [略]

2～6 [略]

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中さいたま市職員の給与に関する条例第28条第3号及び第4号の改正、第3条中さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の改正、第4条中さいたま市職員等の旅費に関する条例第3条第3項の改正（「準ずる」を「準じる」に改める部分に限る。）、同条第5項及び第6項の改正並びに第5条中さいたま市職員退職手当条例第17条の改正、第18条第1項第2号の改正（「地方公務員法」を「法」に改める部分及び「準ずる」を「準じる」に改める部分に限る。）及び第20条の改正 公布の日
  - (2) 第1条中さいたま市職員の給与に関する条例第27条、第28条第2号、第30条及び第33条の改正、第3条中さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正、第4条中さいたま市職員等の旅費に関する条例第3条第3項の改正（前号に掲げる改正を除く。）並びに第5条中さいたま市職員退職手当条例第18条第1項第2号の改正（前号に掲げる改正を除く。） 令和元

年12月14日

- (3) 第1条中さいたま市職員の給与に関する条例第1条、第3条、第4条及び第31条の改正、第32条を削る改正並びに第32条の2及び別表第4の改正、第2条の規定、第3条中さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条の改正、第4条中さいたま市職員等の旅費に関する条例第1条及び第2条の改正、第5条中さいたま市職員退職手当条例第1条及び第2条の改正並びに次項の規定 令和2年4月1日

(経過措置)

- 2 第5条の規定による改正後のさいたま市職員退職手当条例第2条第2項の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。